

○須高休日緊急診療室運営協議会設置要綱

(令和3年9月14日告示第1号)

改正 令和4年9月8日 告示第4号

(設置)

第1 須高医師会、長野県立信州医療センター及び須高行政事務組合が、平成29年7月1日付けで締結した須高地区休日緊急診療事業実施契約書に基づき、須高休日緊急診療室（以下「診療室」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、須高休日緊急診療室運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 診療室の管理及び運営に関すること。
- (2) その他診療室に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を選出し、会長が依頼する。

- (1) 須高医師会長、副会長及び理事
- (2) 長野県立信州医療センター院長、副院長及び事務部長
- (3) 須高行政事務組合事務局長
- (4) 須坂市副市長、健康福祉部長及び健康づくり課長
- (5) 小布施町副町長及び健康福祉課長
- (6) 高山村副村長及び健康福祉課長

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が認めるときは、書面による協議を行うことができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(開会方法の特例)

第6 会長は、次の各号に掲げる場合において、適切かつ効果的な協議会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した協議会を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員の本人確認、自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

- (1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害等の発生等により、協議会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合
 - (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により、協議会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した協議会の開会の求めがある場合
- 2 前項の場合において、協議会にオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により会長の許可を得て協議会に出席した委員は、第5第2項の出席委員とする。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、須高行政事務組合において行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年9月8日告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行する。